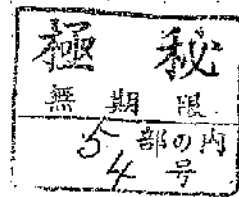


# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係 沖縄返還交渉Ⅱ-1（対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2020-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/45929">http://hdl.handle.net/20.500.12000/45929</a>

法  
制  
局  
長  
官  
ガ  
リ  
ー  
フ  
（  
一  
〇  
一  
三  
）



七三 陸海局長下 用  
（<sup>和平文</sup>）  
九七付トラスト 和平文

共同声明案

昭和四四・十・十三

（ただし九・十七付案に対する修正部分のみ、  
和文は仮訳）

一 第二項

第二文を削除し、括弧内の第四文に代え、次のとおりとする。

「総理大臣は、米国の決意を多とし、大統領が言及した義務を  
米国が十分に果たしうる態勢にあることが極東の平和と安全  
にとつて重要であることを強調した。総理大臣は、さらに、  
現在の情勢の下においては、米軍の極東における存在がこの  
地域の安定の大きなささぎとなつていふという認識を明らか  
にした。」

## 二 第三項

第七文（終りから第二文目）を次のとおりに改める。

「これに関連して、両者は、もし不幸にしてヴィエトナムにおける平和が沖縄返還予定時に至るも実現していない場合には、兩國政府は、沖縄の返還が南グイエトナム人民に対し外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するための米国の勢力に影響を及ぼすことなく、実現されるように、そのときの情勢に照らして十分協議することに意見の一致をみた。」

## 三 第六項

第一文を次のとおりに改める（ただし、未確定）。

「総理大臣と大統領は、施政権返還にあつては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが従来から日本本土に適用されているのと同様に沖縄に適用されることに意見の一致をみた。」

四 第六項第三文の九。十七付案中傍線部分については依然未合意、「相容れないものではない、」との表現に修正する案も含めて検討中である。